

鶴見緑地指定管理事業者（鶴見緑地及び他 12 施設指定管理者）公募

| 資料名   | ページ     | 訂正後   | 訂正前  |
|-------|---------|---|--|
| 募集要項  | 7 頁     | 4 施設等の管理運営<br>(5) 総括責任者及び各施設責任者<br>ウ 電気主任技術者等<br>削除   | 4 施設等の管理運営<br>(5) 総括責任者及び各施設責任者<br>ウ 電気主任技術者等<br>なお、電気主任技術者は、大阪市及び経済産業省の承諾を得て再委託することができます。   |
| 募集要項  | 14 頁    | 6 指定期間<br>また、駅前エリアの設置許可区域については、「あそび創造広場」は 2035 年度に、それ以外の施設は 2034 年度に設置許可期間が終了するため、原則として各施設の設置許可期間が終了し、原状回復が終了次第、順次、指定管理業務等の対象区域に含むこととします。 | 6 指定期間<br>また、駅前エリアの設置許可区域については、「あそび創造広場」は 2035 年度に、それ以外の施設は 2034 年度に設置許可期間が終了するため、原則として各施設の設置許可期間が終了し、原状回復が終了次第、順次、指定管理業務の対象区域に含むこととします。 |
| 募集要項  | 32 頁    | 22 担当<br>担当：大阪市建設局公園緑化部調整課 <u>(公園緑化事業改革担当)</u><br>電話：06-6469-38 <u>21</u>   | 22 担当<br>担当：大阪市建設局公園緑化部調整課<br>電話：06-6469-3824  |
| 資料Ⅳ-1 | 3 頁     | 設備の概要<br>1. 主要施設一覧表<br><u>体験学習施設（旧花卉園芸実習場）</u>  | 設備の概要<br>1. 主要施設一覧表<br><u>花卉園芸実習場</u>  |
| 資料Ⅳ-1 | 鶴花電 [1] | 設備の概要<br><u>鶴見緑地体験学習施設（旧花卉園芸実習場）</u> 電気設備   | 設備の概要<br><u>鶴見緑地花卉園芸実習場</u> 電気設備   |
| 資料Ⅳ-2 | 2 頁     | 3. 業務詳細等<br>監視<br>②機械監視<br>指定管理事業者は 24 時間電話回線などにより、設備運転状況や故障発生状況が把握できるようにすること。なお、機械監視項目については「 <u>資料Ⅳ-3-1</u> 機械監視項目表」による。                 | 3. 業務詳細等<br>監視<br>②機械監視<br>指定管理事業者は 24 時間電話回線などにより、設備運転状況や故障発生状況が把握できるようにすること。なお、機械監視項目については「 <u>資料Ⅳ-4</u> 機械監視項目表」による。                  |
| 資料Ⅳ-4 | 1 頁     | 点検設備基準表<br>設備名称：空調熱源自動制御設備<br>点検回数：1 回/年 2 回/年 ( <u>陳列館（1・2 階部）</u> ・水の館ホール)  | 点検設備基準表<br>設備名称：空調熱源自動制御設備<br>点検回数：1 回/年 2 回/年 ( <u>生き生き地球館</u> ・水の館ホール)   |
| 資料Ⅳ-4 | 2 頁     | 点検設備基準表   | 点検設備基準表  |

|              |  |   |   |
|--------------|--|---|---|
|              |  | 設備名称：建築基準法関連設備（共通）<br>点検内容：「建築基準法第12条第4項の規定」による<br><u>市設建築物定期点検マニュアル</u> による                        | 設備名称：建築基準法関連設備（共通）<br>点検内容：「建築基準法第12条第4項の規定」による<br><u>大阪市公共建築物点検マニュアル</u> による |
| 資料VI-2-1     |  | [咲くやこの花館設備点検基準表]<br>設備名称：建築基準法関連設備<br>点検内容：「建築基準法第12条第 <u>4</u> 項の規定」による                            | [咲くやこの花館設備点検基準表]<br>設備名称：建築基準法関連設備<br>点検内容：「建築基準法第12条第 <u>2</u> 項の規定」による      |
| 別紙1          |  | 管理外対象施設<br>・スポーツ&健康増進施設及びフットサル施設の図面表示を訂正  |   |
| 別紙8          |  | 鶴見緑地施設保全計画<br>・咲くやこの花館（2020～2023年度）に関する保全計画に稼働屋根モーター撤去を追記<br>・鶴見緑地球技場、鶴見スポーツセンター、鶴見緑地プールに関する保全計画を追記 |   |
| 様式10-1       |  | 収支計画書<br><u>IV</u> 魅力向上事業に関する業務   | 収支計画書<br><u>III</u> 魅力向上事業に関する業務  |
| 説明会資料<br>1-4 |  | 別図第2<br>・スポーツ&健康増進施設及びフットサル施設の図面表示を訂正   |   |